

八幡平市木造住宅建築支援事業のご案内

市民のみなさんの居住環境の向上と、市内の住宅関連産業及び木材産業の振興による地域経済の活性化、さらには定住促進を図るため、木造住宅を新築・増改築する際に要した経費に対して予算の範囲内で助成します。

申請期間 令和7年4月1日(火)～12月19日(金)

1. 対象住宅 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 自己が居住する目的で市内に新築する木造住宅、又は自己が所有かつ居住している市内の住宅で増改築する木造住宅
※共同住宅、建売住宅、別荘等一時的に使用する住宅、賃貸等営利を目的とした住宅は助成対象外
- ② 集合住宅や併用住宅は、延べ床面積の1/2以上を居住用、住宅用として使用している住宅
- ③ 過去にこの助成を受けていない住宅

2. 対象工事 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 新築工事又は建築確認申請が必要な増改築工事（10m²を超える面積の増改築工事）で、対象工事に要する経費（消費税を除く。）が100万円以上のもの
- ② 集合住宅にあっては居住専用部分、併用住宅にあっては住宅部分を対象とするもの
- ③ 施工業者（法人又は個人事業主）が施工するもの
- ④ その他の補助等を受けていないもの
- ⑤ 申請年度の3月20日までに完了報告ができるもの ※今年度は3月23日まで

3. 助成対象者 ※すべての要件を満たすこと。

- ① 助成金の交付請求時に市内に住所を有し、対象住宅に居住している当該住宅の所有者
- ② 対象住宅に居住する全員について、市税に未納がないこと。
- ③ 過去にこの助成を受けていないこと。

4. 助成金の額

① 木造住宅の新築・増改築工事

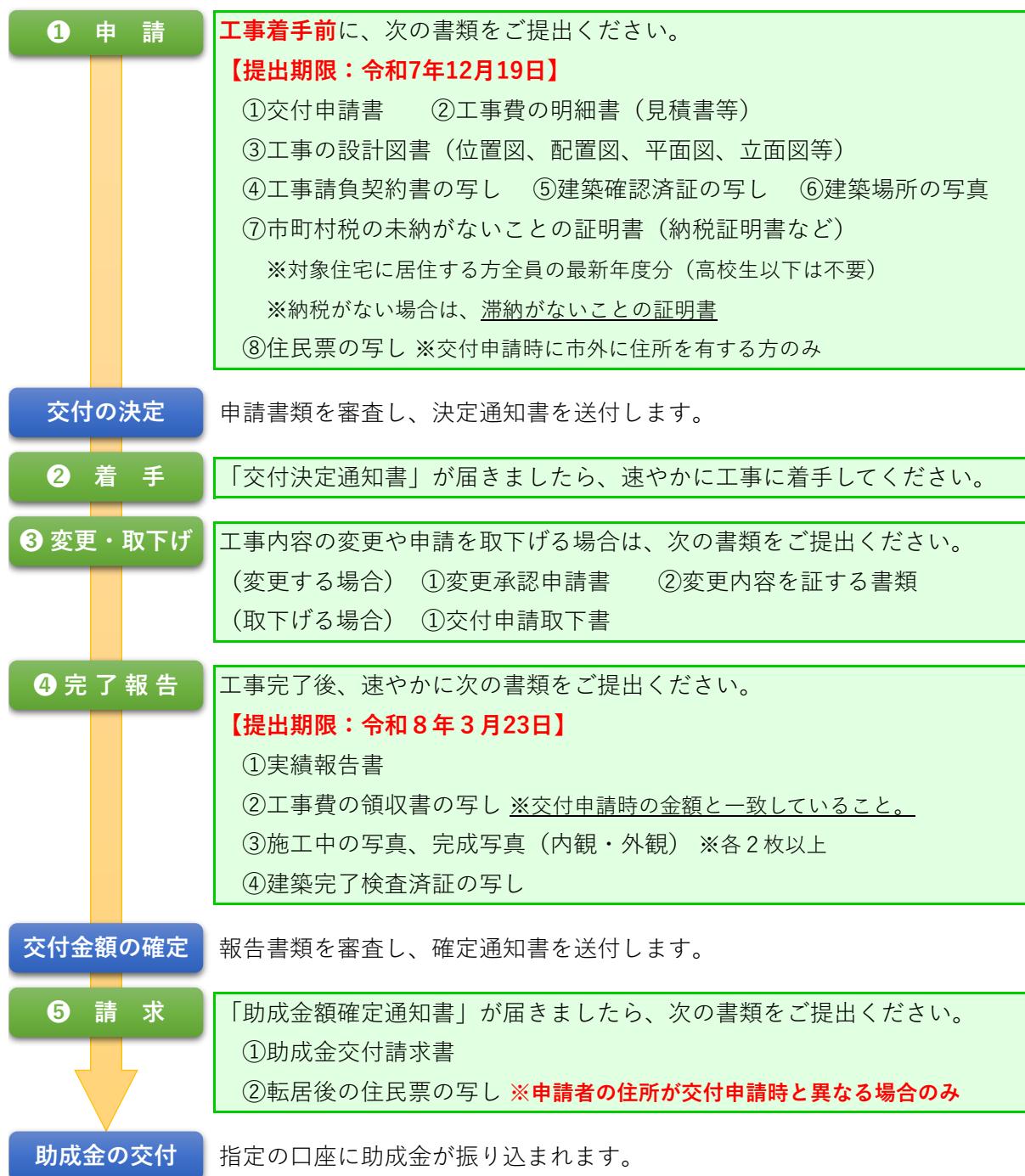
経費（消費税を除く。） ※対象とならない経費もありますのでご注意ください	助成金額	
	市内業者施工	市外業者施工
2,000万円以上	50万円	25万円
1,000万円以上 2,000万円未満	40万円	20万円
500万円以上 1,000万円未満	30万円	15万円
100万円以上 500万円未満	20万円	10万円

●対象とならない経費の例

- ・造成工事費
- ・地盤改良費
- ・塀や駐車場等の外構工事費
- ・既存住宅等の解体工事費
- ・設計監理費
- ・カーテン、家具等の購入や設置費
- ・エアコン等の購入や設置費
- ・太陽光発電システム関連費
- ・調査費、検査や調査等の手数料
- ・税金や保険料等
- 等々

※子育てグリーン住宅支援事業と併用する場合、子育てグリーン住宅支援事業の対象経費（高断熱窓等）は対象外となります。詳しくは担当までお問い合わせ下さい。

5. 手続きの流れ



6. 注意事項

対象工事に着手する前に申請を行ってください。

※交付決定前に工事着手した場合は、交付対象外となります。

7. 申請、問い合わせ先

八幡平市役所建設課建築係 電話 0195-74-2111（内線1307）